

防衛研究所における競争的研究費等の適正な運用に関する達を次のように定める。

令和3年7月14日

防衛研究所長 田中 聡

防衛研究所における競争的研究費等の適正な運用に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 競争的研究費等の適切かつ効率的な管理及び監査の体制
 - 第1節 最高管理責任者等（第3条―第6条）
 - 第2節 研究者の責務（第7条）
 - 第3節 経理及び監査の体制（第8条―第9条）
 - 第4節 防衛研究所不正防止対策室（第10条―第12条）
 - 第5節 相談窓口（第13条）
 - 第6節 通報窓口（第14条）
 - 第7節 防衛研究所不正対応委員会（第15条―第21条）
 - 第8節 協力義務等（第22条―第26条）
- 第3章 競争的研究費等による研究活動の公正な推進のための体制
 - 第1節 研究倫理教育責任者（第27条）
 - 第2節 不正行為への対応（第28条―第29条）
- 第4章 雑則（第30条―第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正。以下「実施基準」という。）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、防衛研究所（以下「研究所」という。）における競争的研究費等の適切かつ効率的な管理及び監査の体制並びに競争的研究費等による研究活動の公正な推進のための体制を整備するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費等 文部科学省又は同省が所管する独立行政法人から配分される公的研究費をいう。
- (2) 研究者 防衛研究所における競争的研究費等の研究実施に関する達（防衛研究所達第4号。令和3年7月14日。）第2条に規定する研究者をいう。
- (3) 研究者等 防衛研究所に勤務する競争的研究費等の運営、管理に係る業務に携わる全ての者（研究所に勤務する非常勤職員であって当該業務に従事する者及び研究所との間の役務契約により当該業務に従事する部外の者を含む。）をいう。
- (4) 職員 防衛研究所の職員をいう。
- (5) 各部等 企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部及び戦史研究センター並びに特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）をいう。
- (6) 配分機関 研究所に競争的研究費等を配分する文部科学省又は同省が所管する独立行政法人をいう。
- (7) 不正使用 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は同資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (8) 不正行為 防衛研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する達（防衛研究所達第2号。平成26年6月20日。以下「不正行為防止達」という。）第2条第2号に規定する研究活動に係る不正行為であって、競争的研究費等に係るものをいう。
- (9) コンプライアンス教育 不正使用を事前に防止するために、研究所が職員に対し、実施基準を踏まえた競争的研究費等の使用に係るルール及び当該使用に伴う責任並びに不正使用に該当する行為を理解させるために実施する教育をいう。
- (10) 啓発活動 不正使用を起こさせない組織風土の形成のために、研究所が職員に対し、コンプライアンス教育の内容を踏まえ、実際に発生した不正使用の事案及び不正使用の発生要因等に関する認識の共有を図ることで、不正使用の防止に向けた意識の向上と浸透を図るために実施する活動をいう。

第2章 競争的研究費等の適切かつ効率的な管理及び監査の体制

第1節 最高管理責任者等

（最高管理責任者）

第3条 研究所に最高管理責任者を置き、防衛研究所長（以下「所長」という。）をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、研究所の競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負うとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正使用に関する情報を収集し、競争的研究費等の不正使用を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）の基本方針を策定するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の不正防止計画の基本方針の策定その他不正防止対策に係

る重要な事項については、最高管理責任者が別に定める研究所内の会議において審議・検討するものとする。

（統括管理責任者）

第4条 研究所に統括管理責任者を置き、企画部長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、前条第3項の基本方針に基づき不正防止計画を策定するとともに、その実施状況を確認し、結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 統括管理責任者は、前項の不正防止計画の策定にあたっては、第9条第1項の規定に基づき行われる監査の結果を反映させるなど、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。

5 統括管理責任者は、第6条の規定によりコンプライアンス推進責任者が行うコンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画を策定するものとする。

（監査責任者）

第5条 研究所に監査責任者を置き、副所長をもって充てる。

2 監査責任者は、競争的研究費等の不正使用の防止に関する内部統制の整備・運用状況について、研究所全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。この際、監査責任者は、特に次条第3項のモニタリングや、第9条第1項の監査によって明らかになった不正発生要因が前条第3項の不正防止計画に反映されており、また当該不正防止計画が適切に実施されていることについて留意するものとする。

3 監査責任者は、前項の業務を実施するにあたり、第9条第1項の職員及び第12条に規定する不正防止対策室長に対し、必要な報告を求めることができる。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 各部等にコンプライアンス推進責任者を置き、各部等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、その所掌する各部等に所属する研究者等の競争的研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画を実施するとともに、その所掌する各部等に所属する研究者等の競争的研究費等の執行状況について常にモニタリングし、必要に応じ改善を指導する。また、各部等に所属する研究者等に対し、コンプライアンス教育を行いその受講状況を管理監督するとともに、定期的に啓発活動を実施する。

4 前項に定める業務の実効性を確保するため、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じ、その所掌する各部等に所属する研究者等をコンプライアンス推進副責任者に任命し、前項に定める業務の一部を行わせることができる。

第2節 研究者等の責務

（研究者等の責務）

第7条 研究者等は、競争的研究費等が研究所により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、研究所がその適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場であることを十分に認識しなければならない。

第3節 経理及び監査の体制

(経理事務)

第8条 競争的研究資金の経理事務については、防衛研究所における競争的研究費等の経理事務に関する達（防衛研究所達第6号。令和3年7月14日。）により処理するものとする。

(会計監査)

第9条 最高管理責任者は、競争的研究費等の適正な運営・管理のため、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号。第17条から第24条までを除く。）の規定に基づき、研究所において監査の事務を行う職員に会計監査（以下「監査」という。）を行わせるものとする。

2 前項の監査の事務を行う職員は企画部総務課長とする。

3 監査の対象は、前年度の契約実績とし、必要に応じて会計書類の検査及び購入物品の使用状況等に関する研究者等からのヒアリングにより確認する。

4 監査の実施にあたっては、過去の内部監査やコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査の計画を随時見直すとともに、会計の専門家や他機関で監査業務の経験がある者等の専門的な知識を有する者を活用するものとする。

5 監査により不正使用が発覚した場合の調査等の細部については別に定める。

第4節 防衛研究所不正防止対策室

(設置)

第10条 最高管理責任者のもとに、防衛研究所不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という。）を置く。

(任務)

第11条 不正防止対策室は、競争的研究費等の不正使用の防止に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 不正使用の防止に関すること。
- (3) 前号に掲げる事務に関し必要な調査に関すること。
- (4) コンプライアンス教育及び啓発活動に関すること。
- (5) その他不正使用の防止のため必要な事項に関すること。

2 不正防止対策室は、前項の事務を行うに当たっては、関係部局の協力を得て、不正使用の防止が総合的かつ有機的に実施されるよう運営及び管理を行うとともに、第6条第3項に規定するコンプライアンス推進責任者の業務の実施状況を確認する。

(構成)

第12条 不正防止対策室の構成は以下のとおりとする。

- (1) 室長 企画部長
- (2) 副室長 企画部総務課長及び企画部企画調整課長
- (3) 室員 企画部企画調整課長が指名する者

2 室長は、不正防止対策室の事務を総括整理する。

3 副室長は、室長を助け、室長が不在のときは、その職務を代行する。

4 前項の職務を代行する副室長は、企画部企画調整課長とする。

5 不正防止対策室の庶務は、企画部総務課の協力を得て、企画部企画調整課において処理する。

第5節 相談窓口

(設置)

第13条 研究所における競争的研究費等に係る事務処理手続及び規則の解釈その他競争的研究費等を使用する研究に関連する事項に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって組織し、その所掌事務はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企画部総務課 経理執行に係る事項

(2) 企画部企画調整課 研究に係る事項

3 相談窓口は、研究所における競争的研究費等に係る事務処理手続及び規則の解釈その他競争的研究費等を使用する研究に関連する事項に関する部内外からの相談に誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。

第6節 通報窓口

(設置)

第14条 研究所に競争的研究費等の不正使用に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 通報窓口の責任者は企画部総務課長をもって充て、担当者は企画部総務課長が指名する者をもって充てる。

3 競争的研究費等の不正使用の疑いがあると認める者は、通報窓口に対し、書面、ファクシミリ、電話、電子メール又は面談等の方法により通報を行うことができる。ただし、虚偽、誹謗中傷その他悪意に基づく通報を行ってはならない。

第7節 防衛研究所不正対応委員会

(設置)

第15条 研究所に、防衛研究所不正対応委員会（以下「不正対応委員会」という。）を置く。

(任務)

第16条 不正対応委員会は、不正使用に係る調査及び認定を行う。

(組織)

第17条 不正対応委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長 企画部長

(2) 委員長代理 政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、戦史研究センター長または特別研究官の中から最高管理責任者が指名する者

(3) 委員 企画部総務課長、企画部企画調整課長並びに最高管理責任者が指名する研究者及び部外の有識者（研究者及び会計もしくは法律の専門家を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者が必要と認める場合には、最高管理責任者は不正対応委員会の構成を定めることができる。

3 監査責任者は、第5条第2項の規定により、不正対応委員会に出席し意見を述べる

ものとする。

(運営)

第18条 委員長は不正対応委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長は、調査又は検討のため必要があると認める場合には、関係部局に対し、当該関係部局の職員の不正対応委員会への出席、資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 関係部局は、前項の規定による求めがあった場合には、これに応じ、協力するものとする。

(会議)

第19条 不正対応委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(庶務)

第20条 不正対応委員会に関する庶務は、企画部総務課の協力を得て、企画部企画調整課において処理する。

(不正使用に対する措置)

第21条 委員長は、不正対応委員会が不正使用の存在を認定した場合には、懲戒処分等の基準に関する達(平成6年防衛研究所達第2号。)第2条第1項第1号に規定する懲戒権者等に申し立てるものとする。

2 最高管理責任者は、不正対応委員会が不正使用の存在を認定した場合には、必要に応じ、当該不正使用に係る研究成果の取り下げ等の勧告を行うものとする。

3 最高管理責任者は、配分機関から不正使用に係る競争的研究費等の返還命令を受けたときは、当該不正使用に関与した職員に当該額を返還させるものとする。

4 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じ法的措置を講じるものとする。

第8節 協力義務等

(協力義務)

第22条 研究者等は、正当な理由がある場合を除き、不正対応委員会及び不正防止対策室の行う調査に誠実に協力するものとする。

(通報者及び調査協力者の保護等)

第23条 研究所は、第14条第3項の規定により通報を行った者(以下「通報者」という。)及び前条に定める調査に協力した者が、当該通報又は協力を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、研究所は、通報が第14条第3項ただし書きの規定に反し悪意に基づくものであると認めた場合には、通報者に対し、その悪意の程度に応じ、氏名の公表、懲戒処分又は法的措置その他の必要な処置を講ずるものとする。

3 研究所は、通報の対象となる研究者等(以下「被通報者」という。)が、単に通報の対象となったことを理由とする不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

4 研究所は、不正対応委員会が不正使用の存在を認定しなかった場合には、通報者及

び被通報者への不利益発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

- (1) 第12条第1項各号に規定する不正防止対策室を構成する室員等 第11条第1項第2号、第3号及び第5号に規定する事務のうち、不正使用の疑いに関する調査及び助言等に係る事務
- (2) 第13条第3項に規定する業務を行う同条第2項第1号及び第2号に掲げる部署の職員 同条第3項に規定する業務のうち、不正使用の疑いに関する相談に係る業務
- (3) 第14条第2項の責任者及び担当者 同条第1項の通報を取り扱う業務
- (4) 第17条第1項及び第2項に規定する不正対応委員会を構成する委員等 第16条に規定する業務
- (5) 第20条の庶務を処理する企画部企画調整課及び企画部総務課の職員 当該庶務に係る業務

(調査等に関する取扱規則)

第25条 研究所における競争的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等の細部については別に定める。

(事務)

第26条 研究所における競争的研究費等の不正使用の防止に関する事務は、企画部総務課の協力を得て、企画部企画調整課において処理する。

第3章 競争的研究費等による研究活動の公正な推進のための体制

第1節 研究倫理教育責任者

(研究倫理教育責任者)

第27条 各部等に研究倫理教育責任者を置き、各部等の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、各部等における不正行為の防止に関し総括するとともに、その所掌する各部等に所属する研究者に対し、ガイドラインを踏まえた不正行為の防止に関する教育及び啓発等を実施し、研究者倫理の向上を図るものとする。
- 3 前項に定める業務の実効性を確保するため、研究倫理教育責任者は、必要に応じ、その所掌する各部等に所属する研究者等を研究倫理教育副責任者に任命し、前項に定める業務の一部を行わせることができる。

第2節 不正行為への対応

(不正行為の防止)

第28条 研究所における不正行為の防止については、不正行為防止達の定めるところによるほか、競争的研究費等に係るものとして必要な次条の措置を講ずるものとする。

(不正行為の調査等)

第29条 研究幹事は、不正行為防止達第11条第1項の規定により本調査を行わないことを決定したときは、速やかに防衛研究所長に報告するものとする。

- 2 所長は、不正行為防止達第11条第2項の報告又は前項の報告を受けた場合には、その旨を配分機関に報告するものとする。ただし、当該報告の時期について合理的な遅延理由が生じた場合には、配分機関と協議するものとする。
- 3 所長は、本調査を行わないことを決定した場合において、配分機関又は通報者から求めがあったときは、不正行為防止達第10条第1項に規定する予備調査に係る資料等を開示するものとする。
- 4 所長は、不正行為防止達第11条第1項の規定により本調査を実施（同達第18条第2項の規定により再調査を実施する場合を含む。）するにあたり、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告及び協議するものとする。
- 5 不正行為防止達第12条第1項の規定により設置された調査委員会は、必要に応じ、通報の対象となった研究者に対し、競争的研究費等の使用停止を命じることができる。
- 6 所長は、不正行為防止達第15条の規定により調査の結果の報告を受けた場合（同達第18条第6項の規定により再調査の結果の報告を受けた場合を含む。）には、その旨を配分機関に報告するものとする。ただし、当該調査の結果をまとめる前に配分機関の求めがあった場合には、その進捗状況を報告しなければならない。
- 7 研究幹事は、不法行為防止達第17条第1項又は第2項の規定による不服申立てを受けた場合は、その旨を速やかに所長に報告するものとする。
- 8 所長は、前項の報告を受けた場合又は不正行為防止達第18条第3項の規定による規定により再調査を行うか否かの報告を受けた場合には、その旨を配分機関に報告するものとする。
- 9 所長は、第14条第3項の規定により通報を受け付けた日から210日以内に第16条の調査の結果を配分機関に対し提出するものとする。ただし、合理的な遅延理由が生じた場合には配分機関と協議するものとする。
- 10 所長は、配分機関より、不正行為に係る競争的研究費等の返還命令を受けた場合には、当該不正行為に関与した職員に当該資金を返還させるものとする。
- 11 前項の不正行為の悪質性が高いと認められる場合には、必要に応じ、法的措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

（関係部局の協力）

第30条 研究所における競争的研究費等の不正使用及び不正行為の防止のため、関係部局は、相互に密接に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

（委任規定）

第31条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項については、企画部長が定める。

附 則

この達は、令和3年7月14日から施行する。